

## 第三者評価結果の公表事項（母子生活支援施設）

① 第三者評価機関名

NPO 法人福島県福祉サービス振興会

② 評価調査者研修修了番号

2802・S2019009 2903 0203

③ 施設の情報

名称：福島敬香ハイム	種別：母子生活支援施設		
代表者氏名：施設長 市川誠子	定員（利用人数）：		33名
所在地：福島県福島市腰浜町9番1号			
TEL：024-523-0856	ホームページ： <a href="https://keikoukai.jp/keikouheim/">https://keikoukai.jp/keikouheim/</a>		
【施設の概要】			
開設年月日 昭和16年7月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人福島敬香会			
職員数	常勤職員：	5名	非常勤職員 3名
有資格職員数	（資格の名称）	名	
	保育士	2名	社会福祉主事 1名
	社会福祉士	1名	公認心理士 1名
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）	
	40世帯	ソーラー設備・心理室・相談コーナー	

④ 理念・基本方針

福島敬香会 基本理念

社会福祉法人福島敬香会は「自立」「子育て」に心を寄せ、ひとびとのしあわせの中で成長していきます。

福島敬香会 行動指針

- ・相手の立場に置き換えて考えていきます
- ・情熱を持ち、諦めずに挑戦を続けます
- ・社会情勢に目を向け、自己研鑽を重ねながら臆することなく変化を受け入れます
- ・ひととの関わりの中で自分を見つめ、ともに成長します
- ・何事にも誠実に向き合い、信頼関係を築きます

### 福島敬香ハイム 基本方針

母子生活支援施設福島敬香ハイムは、子どもたちの健やかな成長と、母子ともに自立した社会生活が営めるようそれぞれのニーズに合わせたきめ細やかな支援を行います。

### 福島敬香ハイム 行動指針

- ・母親と子どもと職員との信頼関係を基盤に、温かい雰囲気の下で、母親と子どもが安全に安心して生活できるよう支援します。
- ・母親と子どもの人権を擁護するとともに、主体性を尊重し、母親と協力しながら子どもの成長を支援します。併せて、母親の養育力向上のための支援を行います。
- ・母親と子どもが、日々の生活を通して「生きる力」を培えるように支援します。
- ・社会情勢に目を向けその変化を敏感に受け入れ、自己研鑽に努めます。
- ・関係機関や地域、ボランティアの皆様と協力し、母親と子どもの自立を支援します。
- ・母親と子どもへの対応の基本は、「CSP」とします。

### ⑤ 施設の特徴的な取組

問題を抱える女性との『ななめの関係』づくり(相談・サポート)を行っている。

### ⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年7月26日(契約日) ~ 令和4年2月25日(評価結果確定日)
前回の受審時期(評価結果確定年度)	平成30年度

### ⑦ 総評

#### ◇ 特に評価の高い点

#### 1. 施設長の責任とリーダーシップについて

施設長は、就任時自らの責任と役割を示した文書を職員会議で配布し、職員に対して目指す経営方針を明確にして説明している。また、運営面では入所者を増やすため福島市以外の市町村に出向き相談会を開催する取り組みを始めている。さらに、業務ソフトを導入し事務の効率化や省力化に努める他、カンファレンス等には必ず参加してその中でOJTやスーパーバイズを行い職員の質の向上に努めるなど当面する課題等に積極的に取り組んでいる。

#### 2. 生活の質の向上に向けた取組みについて

築後40年弱の老朽化しつつある建物でハード面の限界はあるが、様々な助成金を活用し、既存の建物をプライバシーに配慮した入浴施設や感染症発生時に隔離して静養できる部屋、独立した温かみのある相談室、障がいのある入所者に対応したバリアフリーに配慮した部屋などへの改修を進め、入所者の生活の質やサービスの質を高める環境整備に精力的に取り組んでいる。

### 3. 母親や子どもに対する利用情報の提供について

施設の基本方針を入れ、施設の支援内容や利用の仕方等を簡易な言葉や図表で表した分かりやすい内容の「利用のしおり」を作成して、入所予定の母親や子どもに丁寧に説明を行っている。また、見学の希望があれば随時対応しており、「利用のしおり」も新しい情報を盛り込む等適宜見直しを行っている。

### 4. 行事やプログラムへの取り組みについて

行事は目的を明確にした上で、母子との話し合いを基に参加しやすい内容や時間帯に配慮して母子が主体的に参加できるようにプログラムを作成している。また、母親が安心して参加できるように、乳幼児童の保育サポートなども行っている。行事の実施後には、母親や子どもにアンケートを実施し、出された意見を基に職員間で話し合い、その結果を次回の行事等に反映させている。

#### ◇ 改善を求められる点

##### 1. 中・長期計画の策定について

昨年から中・長期計画の策定に着手し、現在、策定に向けて取り組みを行っているが、策定には至っていない。老朽化した施設の建て替えや事業の展開などの諸課題について、将来ビジョンを明らかにした中・長期事業計画並びに中・長期収支計画の策定が望まれる。

##### 2. 権利擁護や権利侵害への取り組みについて

「業務マニュアル」の中に母親と子どもの権利について記載し職員の理解を図っているが、入所者に関する取り組み方法や規程などは定めていないので権利擁護に関する支援への取り組みや権利侵害を早期に発見できる仕組みづくりが望まれる。また、職員による不適切なかわりを見聞きした際の管理職への報告、事実確認や原因分析等対応マニュアルはなく、職員の処分等の就業規程等も整備されていないのでマニュアルの策定、就業規則の見直しを実施し、職員研修などで権利侵害防止のための組織力を高める取り組みが望まれる。

##### 3. 自立支援計画について

自立支援計画は母親や子どもの面接により意向を把握したり、市役所からの情報等を基に策定しているが、アセスメントに基づく計画とはなっていない。今後は、アセスメントに基づく真のニーズに沿った自立支援計画を適切に策定するために、手法の確立と自立支援計画策定に関する組織的な仕組みを構築することが望まれる。

##### 4. 提供する支援の実施方法の標準化について

「福島敬香ハイムの行動指針」・「福島敬香ハイム支援方針」において、母親や子どもの人権尊重、プライバシーの保護が掲げられているが、標準的な実施方法は文書化されておらず、職員個人の理解・知識・経験に基づいた支援にとどまっている。施設が目指す福祉サービスを実現するための具体的な支援方法について文書化し、同じ方法で統一したサービスを提供できるような体制の整備が求められる。

また、標準的な実施方法に基づいて実施されているかをチェック表などで確認するような仕組み作りも望まれる。

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

評価結果から、具体的に課題を整理することができたので、課題解決に向けて真摯に取り組んでいきたいと思えます。今後は支援（内容）と職員の質の向上を図ることで、利用者のニーズに合わせた支援を提供できる施設を目指していきます。

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

## 第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 27 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階（一部 a・c の二段階を含む））に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針を確立・周知している。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針を明文化し、周知を図っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念、基本方針は明文化されている。理念は事務室に掲示し、ホームページやパンフレット(利用のしおり)に記載し周知を図っている。</p> <p>また、事業計画に理念を記載し、年度当初の職員会議で職員に配布のうえ説明を行い周知に努めている。入所者には入所時にパンフレットにより説明を行っている。</p> <p>なお、基本方針はホームページに掲載していないので広く周知するためにも掲載が望まれる。また、パンフレットにも運営方針として記載されているが、表現が異なっているため文言を整理し統一することが望まれる。</p>		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全国母子生活支援施設協議会(全母協)や北海道・東北ブロック母子生活支援施設研究協議会に参加して、母子生活支援施設を取り巻く様々な課題の把握に努めるほか全母協から毎月メールで配信される広報誌から社会福祉事業全体の動向の把握にも努めている。事業所のコスト分析は、毎月の試算表により確認し会計事務所からチェックを受けコスト面の助言を受け、経営面の課題把握に努めている。</p> <p>なお、地域の母子世帯の動向やニーズの把握や分析は不十分であり、民生委員協議会や福島県女性のための相談支援センター等との連携により、潜在的ニーズの把握に努めるこ</p>		

とが望まれる。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月、理事長・常任理事・事務局長・施設長で構成する定例会を開催し、月々の試算表をもとに経営課題について協議し、改善策について検討をしている。経営課題は老朽化している施設の改修や職員体制の充実などと認識し、理事会の議題として検討するとともに、内容は職員会議を通じて職員に周知している。入所者の定員割れの要因になっている水道設備の老朽化に伴う居室の使用制限を改善するために水道設備など居室の改修に着手している。</p> <p>また、利用を福島市以外に広げるため県北管内の市町村を訪問する等、広域化の取り組みを始めている。</p> <p>なお、経営課題は明文化されておらず、中・長期計画などで明らかにするとともに職員参画のもと、改善計画を立て計画的に取り組むことが望まれる。</p>		

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画を明確にしている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画を策定している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>昨年从中・長期計画の策定に着手し、現在、策定に向けて取り組みを行っているが、策定には至っていない。老朽化した施設の建て替え等も課題になっていることから、中・長期的ビジョンを明確した事業計画と収支計画の策定が望まれる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画を策定している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>単年度の事業計画及び収支計画ともに策定しており、実行可能な内容になっている。</p> <p>なお、目標とする入所率等数値目標や具体的な成果等を設定していないため、実施状況の評価を行える内容にはなっていない。</p> <p>また、中・長期計画が策定されていないため、単年度の計画は中・長期計画を踏まえたものになっていない。中・長期計画を踏まえた単年度計画の策定が望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画を適切に策定している。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画は、基本的に管理職員が作成しており、職員が計画策定に関わっていない。策定した事業計画は、年度当初の職員会議で職員に配布して周知を図っている。事業計画の作成手順等はなく職員が評価を行う仕組みもできていないため、職員が現年度の事業実施状況を振り返り翌年度事業計画に反映させる取り組みは出来ていない。</p> <p>今後、事業計画の策定と事業実施状況の評価に職員の参画をすすめ、PDCA サイクルによ</p>		

るプロセスを踏んで事業計画を組織的に策定する仕組みづくりが望まれる。		
7	I-3-(2)-② 事業計画を母親と子どもに周知し、理解を促している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年度当初の母親常会(母親の自治会・毎月開催)において事業計画を配布し説明している。また、子どもに対しては、年2回開催している「子ども常会」の初回の会議において、黒板を使用して行事計画を説明しているが、事業計画の内容は周知していない。</p> <p>なお、事業内容の周知により母子生活支援施設の取り組みへの理解や行事への参加意欲が高まるよう、分かりやすい資料を作成するなど工夫を行いながら周知することが望まれる。</p>		

#### I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組を組織的・計画的に行っている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組を組織的にいき、機能している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>前回の第三者評価の受審結果や気づいた課題について取り組みを行い、質の向上を図っている。また、困難ケースについて支援内容や方向性を話し合う場(ケースカンファレンス)を設けたり、外部研修への参加などで支援の質の向上を図るほか、業務マニュアルを作成してサービスの標準化に取り組んでいる。</p> <p>なお、職員体制に余裕がなく毎年の自己評価の実施が困難な状況が続いており、今後は毎年自己評価を実施し支援を振り返ることで職員それぞれが気づきを得て、それを共有しながら組織として質の向上に取り組むことが望まれる。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>第三者評価の受審結果を踏まえ、組織として取り組むべき課題を明確にしている。心理職の配置や提供する福祉サービスの標準化、スーパーバイザーの配置などの課題に対し、心理職の採用・業務マニュアルの作成・施設長によるスーパーバイズの実施など課題解決に取り組んでいる。</p> <p>なお、課題や改善策を検討する仕組みは設けられておらず、また、施設としての改善計画も文書化されないなど、組織的・計画的な取り組みがなされていない。今後は職員も参加する検討の場を設けるなど、組織的に改善に取り組む仕組みづくりが望まれる。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任を明確にしている。		

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は、就任時に自己の役割と責任を明らかにした文書を職員に配布し、経営方針や支援方針を表明している。その中で子どもの養育支援・母親や子どもの人権の尊重と最善の利益を優先した支援、職員の専門性の向上に向けた取り組み、コンプライアンスや倫理観の自覚に向けた取り組み、サービスの質の向上に向けた取り組み等、8項目を掲げて母子生活支援施設としての目指すべき方向性を具体的に示している。</p> <p>また、有事に際しての権限委譲については、組織図や事務分掌で明確になっており職員に周知されている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は、全国母子生活支援施設協議会や北海道・東北ブロック母子生活支援施設研究協議会の研修会に参加し、遵守すべき法令の理解に努めている。</p> <p>また、それらの協議会からのメールや県・市からの通知などから法令の改正等の情報を得ている。</p> <p>さらに、ネットなどを通じて関係法令や施設として遵守すべき法令等の情報を収集している。また、契約している社会保険労務法人や税理士事務所から遵守すべき法令や制度改正などの情報を得て、職員会議を通じて周知に努めている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップを発揮している。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は、日頃の業務を通して職員に対するOJTやスーパーバイズを行っている。毎回カンファレンスに参加し、個別のケース検討で職員に気づきを促しながら職員の育成に努めている。また、積極的に外部研修への参加を推奨し、職員の質の向上を図っている。</p> <p>さらに、「ふりかえりノート」を職員に配布し、職員が自らの実践内容の振り返りを行うことでサービスの質の向上を図る取り組みを開始している。</p> <p>なお、支援の質の向上のため、課題を検討する場面に職員が参加して組織的に取り組む体制は出来ていないので、今後、様々なマニュアルや支援の手順書等の整備や体制づくりに指導力を発揮することが望まれる。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は、毎月、試算表を確認し経営状況の把握に努めている。</p> <p>また、コロナ関連の補助金等各種補助制度の情報を収集し、それらを活用して入所者の定員割れの要因になっている環境面の整備を進め、風呂の全面改修や居室の改修を行う他、水道設備等の改修にも着手している。</p> <p>さらに、職員の業務改善を図るため、母子生活支援施設用の業務ソフトを導入しICTに</p>		



よる事務の効率化やペーパーレス化を推進し、併せて役所への提出資料作成等の時間短縮を図り、省力化に努めるなど指導力を発揮している。

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制を整備している。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画を確立し、取組を実施している。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>必要な福祉人材の確保や定着に関する具体的な計画をまとめた文書はないが、必要な人材は、毎年ハローワークや社会福祉協議会の福祉人材募集、ホームページで職員の募集を行っている。</p> <p>また、保育士養成校から実習生の受け入れを行い実習生に就職を働きかけるほか、各保育士養成校に求人の募集を行っている。今年度は心理職を採用し専門的な支援につなげている。</p> <p>なお、様々なニーズに対応できる人材確保の観点から、基本的な方針や必要な職種、定着に向けた取り組みなどを明文化し、それに基づき人材確保に取り組むことが望まれる。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理を行っている。	a・b・③
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>基本方針等で期待される職員像を示し、給与規程が策定されキャリアパスにより職員が将来像を描ける仕組みづくりは行われている。</p> <p>しかし、施設長が面談を行い人事評価し、法人役員会で承認を得て手当等に結果を反映するようにしているが、人事考課に関する規程が定められておらず、キャリアパス制度も運用されていない。公平で納得が得られる人事管理を行うためにも人事考課規程等を定め、人事基準に基づく評価を行うとともにキャリアパスの運用を進めることが望まれる。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮している。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	④・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月、超過勤務時間と休暇取得日数を集計し、職員の勤務状況を把握している。子どもの学校行事への参加や夜勤明けの翌日は休みにするなど職員の家庭事情や健康に配慮した勤務シフトを行っている。定期的に連休にする勤務割を行い、リフレッシュできるようにしている。</p> <p>また、事前申請に基づく超過勤務の実施を徹底し、定時退勤を推奨して超過勤務の縮減に努めている。法人役員や施設長による個人面談を実施し、職員の意見等を運営に活かしている。</p> <p>さらに、福利厚生のため社会福祉法人が加入する「ソウェルクラブ」に加入し各種の福利厚生サービスが受けられるようになっている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制を確立している。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・⑥・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員が長期に渡る目標を設定し、その達成に向けて取り組む仕組みを独自に設けている。職員が、1年後・3年後・5年後・10年後の目標と施設の現状・職員ができること・施設がやるべきことを定められた様式に記入し、専門性の向上・専門知識・母親と子どもへの支援・権利擁護・関係機関との連携・地域支援などの領域ごとに課題と目標を掲げ、定期的に施設長が面接を実施しアドバイスや指導を行うことで、職員の資質向上を図る取り組みを開始している。</p> <p>なお、単年度の目標管理制度は行っていないことや新しい様式による取り組みも始めたばかりであり、キャリアパス制度の運用も含め目標の達成度の評価やアドバイス、目標の見直し等、プロセスを踏んで職員が成長を実感できる取り組みが望まれる。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、教育・研修を実施している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業所の基本指針やキャリアパスに期待する職員像、職員研修方針を示し、児童養護施設版振り返りノート(個別研修計画・研修後の習熟度・ケースカンファレンスからの学びを記入)を配布し、一人一人の学びや気づき、成長を促すものとなっている。</p> <p>また、外部研修に参加した職員は、伝達研修や復命書の回覧等により周知を図っている。</p> <p>しかし、職員体制に余裕がなく計画的な研修は実施できていないので、研修計画を策定し、内部研修も含め取り組むことが望まれる。</p> <p>また、今回配布した振り返りノートは児童養護施設版なので、母子生活支援施設向きに見直し活用を進めることが望まれる。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会を確保している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の専門資格の取得状況は、労働者名簿(履歴書)に記載し把握している。職員の習熟度に応じたOJTは、施設長がミーティングや業務のなかで実施している。また、施設長はカンファレンスに参加し職員のスーパーバイズを行っている。外部研修の情報を収集し職員の希望を聞きながら参加を推奨している。</p> <p>なお、職員個人の研修計画はふりかえりノートで立てることになっているが、施設としての研修計画はないので作成するとともに、受講状況がわかるよう研修履歴も作成し、職員一人一人の経験や能力に応じた教育・研修の実施が望まれる。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成を適切に行っている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「実習生受け入れ方針について」を作成して基本姿勢を明文化し、事前準備やオリエンテーション等について定めている。</p> <p>また、「実習のしおり」を実習生に配布し、オリエンテーションで説明し、実習の心構えや注意事項について周知を図っている。入所者に対しては、事前に常会で説明し、実習</p>		

<p>初日に紹介している。</p> <p>なお、実習生は保育士のみを想定しているが、社会福祉士など他の専門職種の特性に配慮した実習プログラムの作成が望まれる。また、指導者に対する研修の実施も望まれる。</p>
--

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組を行っている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホームページで理念や決算、法人の基本情報を記載した現況報告書と支援の内容や苦情の内容を公開している。また、町内会に加入し、総会などに出席して施設の存在の周知に努めている。</p> <p>なお、事業計画・事業報告・第三者評価の受審等については公開していないのでホームページ等に掲載する等、施設の役割や活動内容を周知し理解を得る取り組みが望まれる。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>経理規程、管理運営規程や庶務規程により経理、契約や事務処理のルールが定められ、契約金額に応じて理事長・事務局長・施設長の専決区分が定められているなど権限や手続きが明確になっている。毎年、法人の監事により監査が実施されている。</p> <p>また、契約している税理士事務所から毎月、会計処理の精査や指導を受けており、実質的な外部監査の役目を果たしてもらっている。税理士事務所の指導を受け、収支バランスを図るために新規事業の実施や定員割れ解消のための居室改修などの具体的な取り組みに着手している。</p>		

### II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係を適切に確保している。		
23	II-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>町内会に加入し、母親や子どもが町内会の子ども旅行やボーリング大会など地域の活動に参加する時には職員が連絡や調整を行い、必要に応じて同行している。地域住民とは、日頃の挨拶を大切にして、緊急時のAEDの活用や災害時の施設の一時開放を口頭で伝えるなど地域との交流に努めている。</p> <p>また、地域の子どもの緊急時の避難場所として「避難の家」の指定を受け、子どもの友人が遊びに来た時には集会室を開放している。</p> <p>なお、緊急時のAEDの活用や災害時の施設の開放については周知が十分なされていない</p>		

<p>ので組織の事業として位置づけ、町内会等近隣への広報が望まれる。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「ボランティア受入れ規程」により、ボランティアの受入れに対する基本姿勢を明確にしている。また、受け入れに際しての登録手続きや事前説明等の具体的内容は、「ボランティア受入れ方針」の中で示している。母子生活支援施設という特性もあり周知が難しいためボランティアの申し込み者は少なく、最近では唯一、大学生による学習支援ボランティアを受入れてきたがコロナ禍により中断している。</p> <p>なお、関係機関と連携して、入所者のニーズに合ったボランティアを開拓する取り組みが望まれる。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携を確保している。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を適切に行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>福島市が地域の社会資源がまとめて発行している子育て支援ガイドブック「えがお」を活用している。</p> <p>また、退所者に対して、居住先の社会資源の一覧表とエコマップを作成し、配布している。さらに、子どもが通学している小中学校との合同会議や母親等が通院している医療機関とのカンファレンスを定期的を開催するなど連携に努めている。必要に応じ児童相談所やハローワーク等との連携を行っている。</p> <p>なお、地域や民間の団体等との定期的な交流の中で母親と子どもが参加できる機会を増やす他、ニーズに対応した利用可能な社会資源を開拓することが望まれる。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市内全域の小規模社会福祉法人で構成している福島地域福祉ネットワーク会議に参加し、福祉分野ごとの勉強会を通して地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めている。</p> <p>また、市の地域福祉計画の内容を確認し、地域の福祉のニーズの把握に努めている。</p> <p>なお、民生委員や地域の団体などと交流する機会は少なく、今後、近隣地域を対象とするイベントなど事業所が主体となって意見を聴ける場を設け、地域の福祉ニーズの把握に努めることが望まれる。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>福島地域福祉ネットワーク会議に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>また、地域のイベントにテントなどの備品を貸し出す他、地域の避難所として機能させるよう準備を進めている。</p> <p>なお、今年度、母子家庭や女性のための相談会「サロン はいむ」を開催しているが、</p>		

県の「女性のつながりサポート事業」の委託を受け相談事業として実施しているため、自主的・公益的事業活動には当たらないが、この経験を活かし母親と子どものニーズを把握しながら、委託事業の終了後、独自の事業として公益的な事業に発展させていくことが望まれる。

## 評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

### Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢を明示している。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㉔・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人理念・運営方針・敬香ハイム行動指針をロビーに掲示するなど、職員が常に意識するような取り組みは行っている。母親と子どもを尊重した取り組みについて職員間の日常的な情報交換の中で話題にはしている。</p> <p>しかし、規程の策定等は出来ておらず、個々の支援の標準的な実施方法の文書化等も未整備で、共通理解のための仕組みが整っていない。また、基本的人権の配慮等についての勉強会や研修は未実施で、定期的に状況の把握・評価等も行えていないなど施設全体としての取り組みは十分ではなく、施設としての組織的な体制整備が望まれる。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援を行っている。	a・㉔・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個別的に相談できる部屋を整備し、入浴施設を改修して各々のプライバシーが守られる環境を整えるなど、限られた生活環境の中で設備等の工夫を行っている。</p> <p>また、母親と子どもに対して、プライバシーの大切さについて「利用のしおり」でわかりやすく示し、日常での会話の中で周知する取り組みを行っている。</p> <p>しかし、プライバシー保護についての姿勢・責務等を明記した規程、マニュアル等は未整備で、職員に対する研修も実施できていないため、職員が共通した認識を持ち、同じ姿勢で取り組みができる体制を整えることを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）を適切に行っている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㉔・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設の基本方針を記載し、施設の支援内容や利用の仕方等を簡易な言葉や図示したわかりやすい内容の「利用のしおり」を作成して、入所予定の母親や子どもにいていねいに説明している。</p> <p>また、見学の希望があれば随時対応しており、「利用のしおり」も新しい情報を盛り込む等適宜見直しを行っている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりや	a・㉔・c

	すく説明している。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所時に「利用のしおり」を用いて具体的な施設の利用方法を説明するとともに、母親と子どもの課題に対してどのような支援があるのかについても話し合いを行い、母親の選択のもと納得を得たうえで同意書を作成している。</p> <p>しかし、障がいがあったり、外国人であるなど意思決定が困難な母親への配慮については、その都度必要な配慮を行いながら対応しているが、ルール化するところまでには至っていない。実務では対応していることから、その事例の積み重ねを文書化し、施設のルールとして明確化することを期待したい。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>退所した後も施設に相談できるよう相談窓口や担当者を定めており、退所時に説明している。また、退所後の居所近辺の相談窓口や社会資源を示した資料を提供している。</p> <p>しかし、措置変更や地域・家庭への移行に際して、継続性に配慮した支援内容や手順、どのような引継ぎ文書を作成するか等は定めていないため、移行等に際しての支援の漏れを防ぐためにもマニュアル等を策定することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足度の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足度の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>必要に応じて母親や子どもと面接し、要望などを聞いてサービスの改善に資しているが、母親と子どもの満足度に関する調査を行ったり、満足度を把握する目的での定期的な面接は行っていない。</p> <p>また、満足度に関する調査の担当者等の設置や検討会議の設置等を行っていないため、満足度の把握や結果の分析・検討もできていない。今後、母親と子どもの満足度の向上を目的とする仕組みを整備し、取り組んで行くことが必要である。</p>		
Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制を確保している。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員を設置し、苦情解決体制を構築している。</p> <p>また、苦情解決受付箱の設置のほか直接個々の職員が苦情を聞き取るなど、苦情を申し出やすい環境の整備に努めている。苦情があった際には苦情内容や最終結果を「相談受付簿」に記載している。</p> <p>なお、解決を図った対応経過や説明内容、解決策等の記録はしていないので解決のプロセスがわかるよう記録することが望まれる。また、施設全体としての支援の質の向上のためにも、苦情があった際の対応手順や記録方法を具体的に定めていくことが望まれる。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整	a・b・c

	備し、母親と子どもに周知している。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「利用のしおり」に随時相談ができることを記載して、入所時に説明している。</p> <p>また、個別に相談しやすいように相談室を設置しているほか、今年度から「サロンはいむ」を開設し、そこに外部からの専門相談員を配置するなど相談しやすい環境の整備を図っている。</p> <p>なお、今後は、母親や子どもが気軽に意見を述べたり相談できることを周知するためにも、相談窓口や相談方法が選べる等の内容を文書にして定期的に配布したり、わかりやすい場所に掲示するなどの取り組みにも期待したい。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日頃から声掛けを行うなど相談しやすい雰囲気づくりを行っている。相談があった際には傾聴に努め、できるだけ入所者が意見などを言えるように心掛けている。</p> <p>また、意見への対処に時間がかかる場合には状況を説明し、できるだけ早急に対応するよう努めている。行事等の実施に際してはアンケートを取るなど、母親や子どもの意見を把握するようにしている。</p> <p>なお、相談や意見を受けた際はその都度受けた職員が対応しているが、記録方法や報告の手順、対応策の検討等についてのマニュアル等はないため、組織としての支援の質の向上を図るためにも、対応マニュアル等の策定が求められる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組を行っている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ヒヤリハットや事故の際には報告書を作成し、全職員が確認できるようにしている。</p> <p>また、ヒヤリハット対応策などについて職員会議で検討し、繰り返さないような対策を図っている。出入り口のオートロックや警察への緊急通報ボタンの設置など、防犯管理にも配慮している。</p> <p>しかし、リスクマネジメントに関する委員会等の体制は整備されておらず、事故発生時の対応と安全確保についての責任や手順等も明確には規定されていないなど、安全管理に関する組織的な取り組みは十分ではない。職員に対する安全確保・事故防止に関する研修等も未実施であり、今後はマニュアル等の策定や研修の実施など、組織的な安心・安全体制の整備が必要である。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保健衛生担当者を決め、「感染症予防マニュアル」を作成して職員に周知している。「新型コロナウイルス感染予防チェック表」で感染予防に努めるとともに、「新型コロナウイルス感染者への対応フローチャート」も作成し、感染者が発生した場合に備えている。</p> <p>また、感染者が発生した場合の静養室や、必要な備品なども整備されている。</p>		

<p>なお、今後は、感染症予防や安全確保に関する研修等を定期的に行い、施設職員全体としての感染症に対する理解や対応力をより高めていく対策が望まれる。</p>		
39	<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「風水害及び地震対策マニュアル」「業務マニュアル」を作成し、災害時の対応体制について定めている。避難訓練も毎月計画し、あらゆる災害を想定して実施している。</p> <p>しかし、災害時における対応フローチャートはあるが簡便なものにとどまっており、災害時の職員の具体的な行動や避難誘導に際しての手順、日中、休日や夜間等の場合別の対応体制及び避難方法、母親や子ども及び職員の安否確認の方法などについて文書化はされていないため、全ての職員が同じ手順、方法が理解できるように災害時対応マニュアル等の整備が必要である。</p>		

### Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	<p>Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法を文書化し、支援を実施している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「福島敬香ハイムの行動指針」・「福島敬香ハイム支援方針」において、母親や子どもの人権尊重、プライバシーの保護が掲げられているが、標準的な実施方法は文書化されておらず、職員個人の理解・知識・経験にもとづいた支援にとどまっている。施設が目指す福祉サービスを実現するための具体的な支援方法について文書化し、同じ方法で統一したサービスを提供できるような体制の整備が求められる。</p> <p>また、標準的な実施方法にもとづいて実施されているかをチェック表などで確認するような仕組み作りも望まれる。</p>		
41	<p>Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自立支援計画により入所者の課題に対する支援目標が設定されている。</p> <p>しかし、標準的な実施方法が文書化されていないため検証・見直しも行っておらず、自立支援計画の内容を反映することもできていない。職員個々人の支援方法のばらつきによって入所者が混乱をきたしたりすることなく、施設全体のサービスの質を安定させていくためにも、標準的な実施方法を文書化することが必要である。</p> <p>また、定期的に検証・見直しの時期を定めることによりサービスの質の向上につなげるとともに、必要に応じて自立支援計画の内容に反映することも望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画を策定している。</p>		
42	<p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		



<p>自立支援計画は母親や子どもの面接により意向を把握したり、市役所からの情報等を基に策定しているが、アセスメントに基づく計画とはなっていない。今後はアセスメントに基づく真のニーズに沿った自立支援計画を適切に策定するために、手法の確立と自立支援計画策定に関する組織的な仕組みを構築することが望まれる。</p>		
43	<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自立支援計画の見直しは慣例的に年2回実施することとなっているが、計画策定の体制があいまいなことから、計画どおりに支援が実施されていることを確認する仕組みや、見直しに関する仕組みなどが構築されておらず、組織としての評価・見直しとはなっていない。</p> <p>また、標準的な実施方法も文書化していないため、母親と子どもが十分に行えていない内容等があっても、支援の実務に適切に反映させていくことは難しい。支援の真のニーズや課題を明確にし、自立支援計画を見直して支援の質の向上を図るためにも、自立支援計画の評価・見直しに関する体制を構築することが望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録を適切に行っている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録を適切に行い、職員間で共有化している</p>	a・㉕・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>母親と子どもの身体状況や生活状況等を定めた様式に記録し、パソコンのネットワークシステムを用いて施設内で情報を共有している。</p> <p>また、定期的に職員会議を開催し、職員間の情報共有や職種間の連携を図っている。</p> <p>しかし、記録する内容や書き方は職員任せであるため、職員によって書く内容に差が生じやすく、自立支援計画に反映させにくい書き方となっている。職員間による記載内容の差異を生じさせないためにも、記録要領等を作成して統一した書き方に努めるとともに、自立支援計画を意識した記録の仕方を工夫することが必要である。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a・㉕・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「社会福祉法人福島敬香会個人情報保護規程」により記録管理を行っており、個人に関わる記録は鍵をかけて保管するなど記録管理に配慮している。</p> <p>しかし、母親や子どもの記録の保存、廃棄等や情報提供に関する福島敬香ハイムの独自の具体的な規程はなく、現在策定中である。また、記録の管理に関する職員教育・研修も実施していない。</p> <p>なお、個人情報の取り扱いについて、母親や子どもには「常会」の場での話題提供や「利用のしおり」で簡単に触れているが、開示ルールなど仕組みをわかりやすく記載したものを作成して配布する等、周知の工夫を期待したい。</p>		

## 内容評価基準（27項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

### A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 母親と子どもの権利擁護に関する取組を徹底している。	a・-・◎
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「業務マニュアル」の中に母親と子どもの権利擁護について記載し職員の理解を図っているが、入所者に対する権利擁護に関する取組方法や規程などは定めていない。</p> <p>今後は、権利擁護を行うための養育・支援等を規定するマニュアル等の策定により、権利擁護に関する支援への取組や権利侵害の防止、早期発見等ができる仕組み作りが求められる。</p> <p>また、権利擁護に関する取り組みについて職員が具体的に検討する機会は設けていないので、職員会議の日程に合わせて検討する場を設けるなど、職員の意識を高める機会の設定も必要である。</p>		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A②	A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a・-・◎
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員による不適切なかかわりが行われないよう折に触れて施設長から職員に伝え、職員間の情報交換時等に不適切なかかわりがいないかを確認している。</p> <p>しかし、不適切なかかわりを見聞きした際の管理職への報告、事実確認や原因分析の方法等の対応マニュアルはなく、職員の処分に関する就業規程等も整備されていない。また、職員に対する研修等、不適切なかかわりを行わないための支援技術を習得する機会も設定されていない。</p> <p>今後は、これらの対応マニュアルや就業規程を策定し、研修機会を設けるなど、権利侵害防止のための組織力を高める取り組みに期待したい。</p>		
A③	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>常に入所者への声掛けや様子の観察に心掛け、異変を速やかに察知して母親や子どもが他者に対する不適切な行為を行った際に早期対応できるよう努めている。</p>		

<p>また、不適切な行為を行わないように「常会」などで話題に出したり、母子間、入所者間でのトラブルが発生した際に人との関り方についての助言を行っている。</p> <p>なお、人のかかわりにおいて過酷な体験をして入所している入所者が多いため、どのような行為が不適切なのかについて具体的に例示したり、トラブルを避けるような人との関り方についてレクチャーする機会を設ける等、さらに人のかかわり方への支援を行うことを期待したい。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎日の登下校時や日常生活場面、学習支援時など子どもの様子を観察するとともに、声掛けなどを常に行って子どもからの訴え、サインを見逃さないように留意している。今年度から心理職を配置し、個別面接の機会を設けて子どもの状況や気持ちを把握する場面や機会も増やしている。</p> <p>また、母親の個別面談等により、子育てに関する相談の機会も設けている。</p> <p>なお、子どもが自分自身を守るための知識・支援方法などについての学習機会は設けていないため、外部講師を招いてCAPプログラムを実施するなど、子どもへの支援を強化する取り組みにも期待したい。</p>		

A-1-(3) 思想や信教の自由の保障		
A⑤	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>思想や信教の自由が保障されることについて、「利用のしおり」内に記載し入所時に説明している。</p> <p>また、入所者が信仰する宗教団体に所属し、個人的に活動していても禁じていない。以前、外国人入所者が他の入所者を特定の宗教団体に勧誘したことがあったが、そうした勧誘に従わなくても良いことを勧誘された入所者に伝えたことがある等、他の入所者から特定の宗教に勧誘されても従わなくてよいことを折に触れて伝えている。</p>		

A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑥	A-1-(4)-① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月「常会」を開催し、入浴施設の使い方や利用時間等施設内の生活のルールを主体的に改正したり、季節の行事の開催などについて入所者が意見を述べ自主的に参加できるように留意している。</p> <p>また、長期休業時には子ども常会の開催もあり、子どもが自ら意見を述べ施設生活の課題を検討する場になるような工夫もしている。</p>		

しかし、職員主導となることも多いため、入所者が主体的に自分たちの生活を改善できるような力を養える場となるような工夫や、自分たちの権利を学んだり、自治会活動等を通して自己表現力、責任感などを高めるような支援も望まれる。

A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活

A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

母親と子どものコミュニケーションを大切にして、その時々意向に配慮しながら必要な社会資源の情報等を提示し、入所者が自分で選択できる支援を心掛けている。今年から心理職を配置し、個別面談や生活場面の様々な機会を利用して、自己肯定感を高める関わりにも配慮している。

なお、入所者の主体性を尊重して日常生活支援を行っているが、施設としてのアセスメントがないため、ストレングスの視点を持ってエンパワーメントしていく支援やその人が力を発揮できる支援とまでなっていないことも多く、入所者が主体的に生活できる能力を引き出すための支援も望まれる。

A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>

行事は目的を明確にしたうえで、母子との話し合いを基に参加しやすい内容、時間帯を組み込んで、母子が主体的に参加できるようにプログラムを作成している。

また、母親が安心して参加できるように、未就学児童の保育サポートなども行っている。行事の実施後は、母親や子どもにアンケートを実施したり職員間で話し合いをして、その結果を次回の行事計画に反映させている。

A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア

A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>

退所後の居住地にある行政機関や関係機関・団体等に今年から連絡を取り合うなど、連携を図り始めた。退所者には退所後も電話相談や来所相談ができることを伝え、電話をかけた家庭訪問を行うなど退所後の支援も行っている。

しかし、入所者個々の退所後のアフターケアプランは策定していないため、それぞれの入所者が必要とするアフターケアプランを作成し、退所者個々に求められる退所後の支援を行うことが望まれる。

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本

A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>心理職・社会福祉士・保育士などチームで連携・協議を行い、母親と子どもそれぞれの気持ちに寄り添い、個々の理解力のレベルに合わせ支援している。</p> <p>しかし、それぞれが抱える課題の目的や目標に対して専門的な支援を始めたところであり、計画的で一貫した支援までは至っていない。</p> <p>また、課題は理解しているが職員間にバラつきがあり、自分の価値観を通してしまう場合も見られるなど、全員が親子・家族のニーズに応えた専門的な支援をするまでには至っていない。今後、心理職や社会福祉士などの専門職と連携を強めながら職員の対応能力を高め母親や子どもの課題に寄り添った支援となるよう努めることが望まれる。</p>		

A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所時の不安を解消し、施設での生活に適応したり、慣れたりできるように支援を行っている。</p> <p>また、生活用品や家具も保管し随時貸し出しをする他、子どもの通園支援や通学支援に取り組んでいる。環境面では障がい者用のバリアフリーの部屋・コロナ対応等のための部屋など、安全に生活できるように改修を進めている。</p> <p>しかし、居室は築後40年弱経過しており、施設の構造上子どもの数や年齢に応じた必要なスペースの確保やプライバシーに配慮されたものとはなっていないので、生活環境面の更なる工夫が望まれる。</p>		

A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>衣・食・住の安定や生活スキルの向上への支援、経済的安定を図るための支援や職員が家事を支援するなど、母親の生活スキルやニーズに応じて支援を行っている。介入を望まない母親に対しては声掛けにとどめ、見守りで対応している。</p>		
A⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>母親の育児に関する不安や悩みなどを発見するために、日々の会話や面接の機会を多く設けている。母親の状況に応じて補完保育や送迎の支援、コミュニケーションスキルの講座の実施、心理職による相談などの支援を行い、子ども支援・子育て支援の両面に渡る支援を行っている。</p>		

A⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a・㉞・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>出勤時に提出する新型コロナウイルス感染予防チェック表を活用しながら意識づけをし、それをきっかけに会話に繋げていくことや日常生活の中で気軽に声掛けできる機会や相談に応じる機会を設け、場面に合わせた人間関係を構築するための支援を行っている。</p> <p>また、母親同士のトラブルが発生した場合はその間に介入して関係性を修復・改善するための支援や、定期的に心理職の面接相談日を設けストレスの軽減に向けた支援も行っている。</p> <p>しかし、コロナ禍で母親同士が集うための機会や場を設けることはできなかったため、今後、母親同士の交流支援や他者との信頼関係づくりを進め、対人関係を築く力を身につける取り組みが望まれる。</p>		

A-2-(4) 子どもへの支援		
A⑮	A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	㉞・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの成長・発達段階や環境に配慮し、見守り・保育支援・下校後の活動などの支援を行い、特別な配慮の必要な子どもに対しても必要に応じ支援を行っている。保育所に通所できない乳幼児の保育も母親のニーズに応じて行うとともに、保育の記録を整備し支援に役立てている。</p>		
A⑯	A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	㉞・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>通学や下校後の生活支援、余暇・学習支援などコロナ禍の中でも感染症に配慮して職員全体で取り組んでいる。改装し独立した相談室を設け心理職を配置する等子どもたちが相談しやすい環境や体制を整え、個別性を重視した相談・支援を行っている。</p> <p>また、入所している小学生や中・高生など学年に応じた学習支援や自主勉強の場として図書室を開放する等子どもの学習意欲を引き出し、自立に向けた支援を行っている。</p>		
A⑰	A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、母親と子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a・㉞・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日常生活の中で、自分の気持ちをことばで適切に表現できる能力が向上していけるような支援を行っている。</p> <p>また、生活の中で家族以外の大人との交流や子どもの同士の交流にかかわり、信頼関係の構築に取り組んでいる。</p> <p>なお、専門的なプログラムに基づいたグループワークの活用には取り組めていないので、スキルを習得しグループワーク手法を取り入れて子どもの発達や成長、子ども同士の関係性づくりに活用することが望まれる。</p>		

A⑱	A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>浴室を個浴・シャワー浴等個別に利用出来るようにリフォームして環境を整えたり、性に向けた講演会を検討しているが、具体的な性教育は実施していない。</p> <p>今後、職員が性教育をタブー視することなく発達段階に応じた学習機会を設けるとともに、心理職を中心に性に関する悩み相談に応じるなど、生きるための教育として位置付けていくことが望まれる。</p> <p>また、外部の医師や保健師などの専門家の力を活用し、正しい知識を得る機会を設けることも望まれる。</p>		

A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑲	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a・㉕・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>DV 被害者等緊急利用のための居室を整備して、24 時間の対応や広域利用も可能な体制が構築されている。</p> <p>今後は役割分担と責任所在を明確にし、全職員が組織的に対応できるようなマニュアルを作成するとともに福島県女性のための相談支援センターや DV 被害者支援に取り組む民間団体、警察などと連携し母子を保護する施設として機能させていくことが望まれる。</p>		
A⑳	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a・㉕・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>DV 被害者へ安全確保のための保護命令などの制度について情報提供を行い、弁護士や法テラスの紹介、必要に応じ同行して本人の考えを代弁する等の支援をしている。</p> <p>なお、加害者に居場所を知られた場合等、安全確保が求められる場合などに備え、警察や他の保護施設等(県内・県外)と日ごろから情報交換を行い、連携できる環境づくりが望まれる。</p>		
A㉑	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a・㉕・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>母親一人ひとりへの理解や信頼関係づくりを積極的に行い、心理職によるケアや医師との情報交換を行いながら、より適切な支援を行っている。</p> <p>しかし、他者とは関わりたくないとの思いが強い等、精神的な課題を抱えていたり、DV被害の影響から脱却できない入所者も多く、心理ケアを継続しながら自尊感情を持てるようエンパワーメントへの支援を行うことが望まれる。</p> <p>また、ファシリテーターとして自助グループ育成にかかわることができるよう職員育成に努めることが望まれる。</p>		

A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応		
A⑳	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>母親と子どもの関係の変化や言葉遣いなどを日常生活の中で把握し、施設で作成した「子どもの権利ノート」を配布し大切な存在であることや権利、虐待をいやと言えことや相談先等子どもの権利条約の内容を分かりやすく説明している。職員に「母親と子どもの権利擁護に関する方針」が示されるとともに子どもに受容的態度で接するよう心掛けている。</p> <p>また、今年度より心理職が配置され、定期的に専門的な心理的ケアを実施し自己肯定感や自尊感情の育成に努めている。</p> <p>なお、権利擁護に関する職場内研修などは不十分であり、権利擁護について理解を深めるため職場内研修や事例に学ぶ場を設け、支援の専門性を高めることが望まれる。</p>		
A㉑	A-2-(6)-② 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>被虐待児に対しては心理職から適切なかわりについて助言を受け支援している。施設内で虐待が疑われる場合は子どもの安全を第一に考え支援を行うとともに、措置機関(福祉事務所)に報告するとともに児童相談所へ通告することとしている。</p> <p>また、必要に応じて保育所や学校なども情報交換の機会を持っている。</p> <p>なお、関係機関につなぐ判断基準等も含め権利擁護の支援等のマニュアルを整備し、問題発生時に迅速に関係機関と連携できる環境づくりが望まれる。</p>		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A㉒	A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>今年度心理職を配置し、母親・子どもそれぞれに心理面談を実施している。母親と子どもの感情の行き違いや意見の相違がある場合は、面談で子どもの同意を得られたときは母親に子どもの思いを伝え、親子関係の修復に努めている。</p> <p>なお、親子関係の修復などにはペアレントトレーニングなどのプログラムを活用した家族調整などに取り組むことも望まれる。</p>		
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A㉓	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>配慮が必要な家庭にはその状況によりヘルパーなどの社会的資源を活用したり、就労先</p>		



や学校等と連携した支援を行っている。障がいがある母親や子どもには通院時職員も同行し、診察に立ち会うなど受診支援や連携に努めている。

また、外国人の母親に対しては、書類作成の援助や様々な手続きに同行して適切に対応できるような支援を行っている。

A-2-(9) 就労支援		
A②⑥	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>母親の心身の状況や終了希望を確認しながら情報提供を行っている。母親の急な残業などに対応した補完保育や学童保育にも対応し、母親が安心して就労できるように支援を行っている。</p> <p>なお、不安が大きい場合、必要に応じてハローワーク等への同行支援は行っているが、資格取得のための情報提供や職場開拓などまでは行っていないので取り組むことが望まれる。</p>		
A②⑦	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>就労中の母親に対して日頃から声かけして、ストレスや就労継続の困難性に対する相談を受け、離職防止に努めている。</p> <p>また、現在は無いが、必要に応じて福祉的就労も活用している。障がい等で就労が困難な母親には無理のない社会参加を進めるなど本人が出来ることを進め支援している。</p>		